

体制転換と歴史認識

——エストニアのソヴェト化をめぐる複数の語り

小森宏美

I 叙述における語りの複数性

冷戦の終焉が、旧ソ連・東欧諸国において、さまざまな歴史的事件をめぐる政治的のみならず歴史学上の評価の転換を引き起こし、さらには「ヨーロッパ史」の見直し要求にもつながっている。「大きな物語」、あるいは大文字の歴史の不可能性が誰の眼にも明らかにになり、物語る主体によって異なる多様な「小さな物語」の並存だけが歴史叙述の残された可能性として社会的認知を得るならば、先に述べたような体制転換と歴史評価の関係は、いつかまた覆される可能性のある一時的なものとしての位置しか占めえない。だが、実際には、歴史評価、あるいは歴史認識、また

は社会的記憶といいかえることもできるが、そうした絶対的ではない認識によって、規範や社会制度が構築される際の正当性は支えられている。少なくとも数の集団にとって、歴史が依然としてアイデンティティの核であることは疑いなく、であるからこそ、集団間で歴史認識あるいは記憶をめぐる衝突が起こっているのが近年の状況である。

歴史叙述における語りの複数性について考えるに当たっては、土佐弘之の次の指摘が一つの手がかりになる。すなわち、中立的かつ客観的な歴史記述やモノグラフといった近代的ナラティブのスタイルは時代錯誤となっていた。社会の再構成の際に前提とされているフレーム自体が、社会的に構築されてきたものである以上、そのフレームには権力関係が編み込まれており、そこには必ず一定のバイアス、歪みが生じるということがある。そこで、事実の確定

をめぐる争いは、おのずとフレイムとレトリックの形式をめぐめる争いの様相を帯びてくる（土佐二〇〇三・二四）。

ではそうした争いでは、自らの主張以外を排除するフレイムやレトリックが求められるのか。これに対し、戦時性暴力の被害者の声を聞きながら歴史を書き直すという作業は、真正な歴史に到達するというより、ジェンダー・バイアスのかかった歪んだレンズをフェミニスト的観点から「補正」する作業であり、歪みがなくなった訳ではもちろんない（土佐二〇〇三・二四―二五）、とする土佐の指摘は、支配・被支配関係の入れ替わった社会における歴史の書換えがしばしば正義の回復として語られる状況について、その書換え作業を省察する際にも有効であろう。とはいえ、実際に旧ソ連・東欧諸国の多くで起こっているのは、単なる「補正」作業の域を超える歴史の書換えであり、フレイムとレトリックの形式をめぐめる争いであるとはなかなか認識されない。

たとえそれが歴史研究の形式に則ったものであっても、社会のなかでの社会に向けての語りであるかぎり、社会的記憶の拘束があることは否定できないだろう。しかし同時にその拘束を逃れようとする歴史研究の学問的営為があることも疑いない。そして、そうした歴史研究の影響を、少なくとも部分的に受けた歴史認識が形成されるという循環がここにある。歴史認識が、ある民族や国が行動を起こす

際の方向づけに作用するのみならず、そうした認識自体が社会的に再構築され続けるとするならば、社会的記憶と歴史研究の間の循環は、国家行動や民族行動を分析する視点を提供するがゆえに、歴史研究としてのみならず、地域研究の領野においても意味がある。さらに、その循環から、学問として科学性を追求する歴史研究が逃れる手立てはあのか、という問いも立ててしかるべきであろう。本稿では、こうした歴史研究の今日的課題にまで論を展開する用意はないものの、それらを念頭に置いていることは確認しておきたい。

さて、本稿が対象とするのはソ連によるエストニアの併合／エストニアのソ連への編入をめぐめる歴史叙述である。併合と編入と併記したように、一九四〇年夏の歴史的事件については、少なくとも二つの評価がある。この歴史認識の一方は体制転換に伴い確立され、それに相反する他方の歴史認識が次の体制転換を引き起こす要因となった。本稿が一九四〇年夏を取り上げるのは、後者の歴史認識が、ソ連邦からの独立回復後のエストニアの社会政治体制および外交政策を正当化しているからである。それに対し、ロシアは現在でもそれに真っ向から対立する歴史認識を堅持している。併合と編入という衝突する歴史認識に和解の糸口はないように見える。だが、この二つの歴史認識以外の解釈がまったく不可能なわけではない。対立する二つの歴史

認識の補正作業に、他の歴史認識の視点を入れることで、和解とまではいかなくとも、少なくとも対話の可能性を提示することを本稿の目的としたい。

Ⅱ 三つの歴史叙述

本稿では、一九四〇年夏、とくに六月二日に焦点を当てた歴史叙述を三つ取り上げる。一つめは、歴史家のオラフ・クーリによる一九八〇年刊行の *Revolution Exits 1940* (『エストニアにおける一九四〇年の革命』) である。

後でくわしく見るように、これは刊行された時代背景を反映してソヴェト史学の歴史解釈に即した叙述になっている。クーリ自身は一九九一年の独立回復後も研究活動を続け、主として共産党や社会主義者に関する緻密な研究成果を出し続けている。二つめは、人道に対する犯罪調査のためのエストニア国際委員会の監督の下で刊行された浩瀚な報告書である。この報告書については、一九四〇～一九四五年を扱った *Estonia 1940-45: Reports of the Estonian International Commission for the Investigation of Crimes against Humanity* が二〇〇五年に公表され(刊行は二〇〇六年)、続く二〇〇九年に *Estonia since 1944* が出版された。前者は、事実関係をめぐる歴史叙述に加え、関係者の

名前のリストから地図までをも資料として含む、一三〇〇頁以上にも及ぶ大部のものである。後者は、前者よりも長い期間を扱っているにもかかわらず、七〇〇頁程度に収まっている。本稿では前者のみを取り上げる。最後は、二〇〇七年にロシア語版がモスクワで出版され、そのエストニア語による翻訳版が二〇〇九年に出版されたロシアの歴史家ズブコヴァの *Baltimaad ja Krenil 1940-1953* (『バルト諸国とクレムリン一九四〇～一九五三年』) である。タイトルが示す通り、本書は、一九四〇年から一九五三年のスターリンの死までの時期を扱っているが、本稿では一九四〇年の夏を中心とした時代に関する叙述を考察の対象とする。本書が本稿にとって興味深いのは、ズブコヴァの研究がバルト三国すべてを対象にしている点に加え、前二者がアーカイブ史料も含めて主としてエストニア内の史資料を利用してののに対し、ズブコヴァの研究は、主としてロシア内のアーカイブ史料に基づいているという違いである。これら三つの例で、一九四〇年夏をめぐる歴史叙述のすべての類型を網羅的にとりあげているとは到底いえない。たとえば、ソ連時代に刊行されたロシア語による歴史叙述とクーリのエストニア語のそれとの比較も必要であろう。また、異なる政治状況の下での歴史叙述の変化をみるために、一九五二年に刊行された *Eesti NSV ajalugu* (『エストニア・ソヴェト社会主義共和国の歴史』) とその改訂版

(Naan 1952)´、やむを得ない *Eesti NSV ajalugu* でも三分冊 (Naan 1955 ; Saat 1963 ; Maamägi 1971) とされた中での通史との比較も行われてしかるべきと考える。クーリによる二〇〇八年の研究はそうした比較も視野に入れられているため、後ほど言及したい。またこの二〇〇八年の研究と一九八〇年の研究では当然トーンに違いはあるものの、次章で取り上げる後者でも、第一章で一九四〇年夏を扱った先行研究の詳細な紹介を行っている。一方、立ち位置の違いを考えるならば、ソ連およびエストニアの外で出版された研究、それも亡命系のエストニア人の手によるものと、エストニア人以外によるものの両方に目配りする必要があることは当然指摘されるべきである。とはいえ、ここでとりあげる三つの研究が特徴的な傾向のうちかなりの部分を代表していることは間違いないため、ある程度を見取り図を描き、論点を抽出することは可能であると考える。

以下では、それぞれの研究ごとに章を別にし、同一の出来事が各叙述のなかでいかなる文脈で取り上げられるのか、あるいは、そもそも、出来事の取捨選択がどのようになされるかに注目する。なお、一九四〇年夏の前後の関係を、それぞれの研究を考察する前提として整理することはあえてしていないが、それは、そうした整理を何らかの歴史認識を前提とせずに行うことは不可能であると考えるからである。

III 人道に対する犯罪調査のための エストニア国際委員会による叙述 ——「国際的」研究の成果

同種の歴史調査委員会は、エストニアだけでなく、ラトヴィアならびにリトアニアでもほぼ同時に、一九九八年に設置された。その基本的な目的として次の三つがあげられる。第一に、「真実の探求」と「不偏的」な評価により、批判的省察、和解、正義の感覚を支えることが可能になる (Onken 2007: 110)。第二に、その設置時期からも想像されるように、国際社会の目に対する配慮である。直視するのがつらい「事実」、とりわけ、自覚的か無自覚は別として、ナチスのユダヤ人迫害へのエストニア人自身の加担は、独立回復を経て、EU加盟をめざすなかで、検証すべき課題となった (Onken 2007: 110 ; Weiss-Wendt 2008)。

そして第三に、エストニアとロシアの間で対立する歴史認識がときに社会の不安定化につながるがゆえに、これに資料に基づく「客観的」判断を下す必要や、ロシアの政治的プロパガンダ、すなわち、第二次世界大戦中のエストニアの対独協力をファシズムであったとして批判している状況などに対抗する必要があった。

本稿の目的からは、果たして本報告書のなかでなされた

歴史叙述が「不偏」であるか、という疑問が即座に浮かぶ。国際委員会のメンバーは、その名称どおり、エストニア人以外から構成されているが、報告書の実際の執筆者はエストニア人のみである。それは利用する史資料の言語的制約によるものかもしれないし、また、エストニア人による執筆だから不偏ではないと即断するわけではないが、形式ではなく内容の上から「不偏」という要求が妥当かどうかについて検討する余地はあるだろう。この点に關し、ラトヴィアとエストニアの委員会報告について比較したオンケンは、本報告書に所収された報告ではエストニアの歴史的言述における位置づけについて言及がない、文脈が明示的でない、とやや批判的に評価し、歴史研究というよりは参考図書であるという見方を示した(Onken 2007)。だが、目次で使用されている用語ならびに大統領への報告という形で記述されている、全体の見取り図となる報告書の冒頭部分からすでに明らか^{＊2}に、この報告書も一定の立ち位置で編集されている。すなわち、エストニアは、一九四〇年六月一七日にソ連軍により占領された。それはソ連邦の長期にわたる拡張主義的目的の実現であり、その出発点は、一九三九年八月二三日の独ソ不可侵条約であった。さらに、エストニア占領の責任の一端は、一九四〇年六月二一日に成立したヴァレス内閣の閣僚ならびに一九四〇年七月一四日、一五日の選挙で選出された議會議員にも

ある、というものである(Hiio et al. 2006: x)。筆者はこれを一種の歴史認識ととらえる。「エストニアは、一九四〇年六月一七日にソ連軍により占領された」という一文は、あえて単純化していえば、一九九一年にエストニアが独立を回復し、その後の政治過程のなかでこの報告書が作成されているという文脈を無視しては意味を持たない。

以下、一見するとやや事実の羅列にしか過ぎない文章になるが、他の章との比較を考慮して、この報告書の「エストニアのタリンおよびその他の地域における六月二一日」(Hiio et al. 2006: 49-55) および「一九四〇年夏におけるエストニア共産党の役割」(Hiio et al. 2006: 65-77) から抜粋する。

1 「エストニアのタリンおよびその他の地域における六月二一日」

六月二一日のデモ行進は、一九四〇年の出来事を扱う上でソヴェト・プロパガンダのなかでは中枢の位置を占める。一方、六月一六日にソ連政府からエストニア政府に手交された最後通牒および赤軍の駐留についての描写は、ここでは最小限にとどめられる。ましてやジュダーノフ^{＊3}の役割についてはソヴェト・プロパガンダのなかで言及されることはなかった。

ここまでが、報告書で取り上げられた六月二一日に関する叙述のリードである。このリードに続き、経過についての説明がある。

(六月一七日の) 赤軍の侵攻後、時をまたずして、ソヴェト公使館の指示に基づき、六月二一日のデモ行進の準備が進められた。実際の組織者は社会主義者左派と共產主義者であった。

フィンランドの安全保障警察が受けた報告によれば、六月二一日のデモ行進を準備する特別なグループが存在し、そこでソヴェト公使館のスタッフならびに赤軍の政治将校、エストニア人の労働運動指導者らが協力していた(ただしこの情報を提供した人物の情報入手方法については不明)。

六月二一日のデモ行進については、ソヴェト軍基地のスタッフが民間人の装いで加わっていたともいわれる。デモ行進の参加者は、身分の明かされていない先述のフィンランドの情報提供者によれば、四千〜五千人であった。ソヴェト軍の装甲車がデモ行進に付き添う形で行進は進んだ。デモ行進参加者が「パッツ退陣」を叫ぶ一方、道端の傍観者は「ライドネル万歳、パッツ万歳」と叫んでいた。

デモ行進のルートは、ヴァバドゥセ・ヴァリヤツク

(「自由広場」) から議会のあるトーンペアへ、そして続いてロシア公使館の前を通って、大統領府のあるカトリオルクへ向かうものであり、大統領府でパッツに要求書を手交した後、再びトーンペアに戻った。途中、中央刑務所に向かった一団が政治犯の解放を要求し、交渉により、一九三八年の恩赦でも釈放されなかった一九二四年一二月のクーデタ未遂に加担した共產主義者も釈放された。警察署などで奪取した武器により武装した反逆者[※]はトーンペアに戻り、議会の建物等を統制下においた。議会の建物および塔からエストニアの国旗が降ろされ、赤旗が掲揚された。

こうした状況に対し、エストニア軍は、事前に出されたライドネル軍最高司令官の厳格な指示に従い、赤軍の要求に応じて武器を譲渡した。これは流血の惨事を避けるためであった。

六月二一日のデモ行進参加者数についてはいくつかの数字がある。日刊紙の *Postimes* によれば二千人、プラウダ紙は五千人と報じている。他方、同じ日刊紙でも共産党系の *Rahva Hääli* 紙は三万〜四万人という数字をあげている。一九七一年に刊行された *Eesti NSV ajalugu* (「エストニア・ソヴェト社会主義共和国の歴史」) の第三巻ではやはり、三万〜四万人が採用された。

以上のような六月二一日の様子の描写に続き、ソヴェト史学のなかでの評価について言及がある。

ソ連邦史のなかで一九四〇年六月二一日の出来事は「社会主義革命」として描かれているものの、その扱い方は、ソ連の内政および外交政策の変化、またソ連共産党とエストニア共産党の間の権力闘争などを反映して常に一貫していたわけではなかった。

第二次世界大戦中および戦後まもなく公表された記事のなかでは、倒されたエストニアの政府は親ドイツ的とされたのに対し、他方のエストニア共産党は反ファシストとして、新しい政府は人民政府として描かれた。ところが一九五〇年の第八回エストニア共産党中央委員会総会で評価が変化する。それはかつての人民政府の面々が「ブルジョア・ナシヨナリスト」として批判され、指導者の地位を追われたからである。こうして、六月二一日におけるジュダーノフの役割が脚光を浴びることになった。二段階社会主義革命説の登場である。この見解は、一九八〇年に出版された大学生向け教科書のなかでも踏襲されている。そのなかでは、ヴァレス内閣は反ファシスト政権であったと同時に最初から社会主義革命としての位置づけ、すなわちプロレタリアート独裁の機能を担っていた、とされた。ただそれは、最初は民主主

義的使命がプロレタリアート革命と絡み合っていたものが、後に、後者の意味合いが支配的になったのである。

以上が抜粋である。最後の二段階社会主義革命説をめぐる説明に関しては、次章で見るクーリによる考察とやや異なるようにも思える。それはおそらく、報告書の執筆者が参照した歴史叙述の範囲とクーリのそれとの違いに起因するものと思われる。

2 「一九四〇年夏における エストニア共産党の役割」

報告書では、一九二〇、三〇年代に弱体化したエストニア共産党（以下、共産党）の実態についての詳細な記述があるが、ここでは、わずか一〇〇人程度の黨員からなる共産党が一九四〇年夏に指導的役割を果たせる状態にはなかったことを確認するにとどめる。

六月二一日の新政権（人民政府）の樹立は、国内の政治闘争の結果ではなかった。しかしながら、ジュダーノフのシナリオによれば、そうした闘争の装いが必要であった。ただし、そこにはいまだ非合法であった共産党^{*6}の積極的関与は必要なかった。暴力的な権力奪取、即座

のソヴェト化を求める共産党の関与は、平和裡の権力移譲を目指すソ連邦指導部の計画にとって不適当だったのである。すなわち、一九四〇年六月から七月にかけての新政権樹立におけるエストニア共産党の役割は最小限であった。

一九四〇年七月四日、共産党が合法化され、翌日に告示された議会選挙の実施が、ジュダーノフの指示の下に組織された。エストニア労働人民同盟選挙ブロックからの八〇名の候補者のうち、三〇名が六月二二日以前からの共産党員であった。エストニアにおいて、他のソ連邦構成共和国同様に共産党の指導的役割が確立するのは、八月六日のソ連邦加盟以後のことであった。

IV オラフ・クーリ——二つの体制の下で

1 ソヴェト時代の叙述

一九八〇年に刊行された *Revolution Eestis 1940* におけるクーリの歴史叙述の基本的立場は、本書の構成から明らかである。本書は次の七章から成る。第一章先行研究の整理と史料、第二章革命前夜、第三章革命の始まり、第四章労働者民主主義、第五章労働人民の議会、第六章革命の

指導者としてのエストニア共産党、そして終章が理論と実践である。第一章については後で見ることにして、前史に当たる第二章と、一九四〇年夏を扱った第三、四章、そして一九四〇年夏の出来事の帰結を描いた第五章について、簡潔に流れをまとめる。

第二章では、一九四〇年の革命の歴史的起源として、一九一七年の十月革命から説き起こされている。エストニアでは一九一八年末から一九一九年初めにかけてソヴェト政権が成立したが（部分的にブルジョア政権が支配下においた領域も併存した状態で）、帝国主義勢力等の介入によりエストニアのプロレタリアートはソヴェト政権を維持することができず、他方で、帝国主義勢力が望んだにもかかわらず、ロシアに帝政を復活させることもできなかったため、エストニアをはじめとする三つの小国の独立がソヴェト・ロシアと帝国主義諸国の間の緩衝地帯として認められたのである。すなわち、ソヴェト・ロシアの存在が、エストニアの独立を可能たらしめたのである (Kuuli 1980: 27-28)。

一九三〇年代、ヒトラーがドイツで政権の座に就くと、それまでイギリスの支持を受けていたブルジョア政権が、急速にドイツに接近し始めた。パッツとライドネルの極度に反動的な内政政策と親ヒトラー的外交政策は、エストニアの人民の間で不満を深める主たる原因であった。こうして一九三〇年代末には、人民の間で、階級対立と外交政策

の方針をめぐる対立に基づく亀裂が深まったのである。エストニアもエストニア人民も、ファシストのドイツか、ソ連邦との同盟かのいずれかを選ばなければならなかった。

その他の道はなかったのである (Kuuli 1980: 29)。

一九三九年八月二三日、独ソ不可侵条約が締結される。

これは、イギリス、フランスとの形ばかりの交渉が進展を見せないなか、ソ連邦自らの安全保障を目的としたものであった。まもなく、一九三九年九月一日、ドイツのポーランド侵攻により第二次世界大戦が勃発する。開戦直後の九月二五日、ソ連邦はエストニア政府に、相互援助条約の提案を行い、二八日には同条約が締結された。この条約に基づき、エストニアにソ連軍の基地が建設されたが、ソ連邦はエストニアの主権を侵害しないことを保障した。労働者階級、進歩的知識人、農業労働者は、相互援助条約締結を歓迎した。一方、ブルジョア政府は条約の存在にもかかわらず、ラトヴィアおよびリトアニアと反ソ軍事協力のための交渉を重ねていた (Kuuli 1980: 34)。

パッツの独裁に反対する勢力として、まず、エストニア共産党と社会主義者左派の間で統一戦線が形成された。これにブルジョア階級の一部も加わったのは、共産党の綱領のためである。そのなかでは、政治的自由ならびにファシスト的ドイツの攻撃に対するエストニアの独立の防衛が掲げられていたのである (Kuuli 1980: 35)。政府に対する不

満を助長したのは、第二次世界大戦勃発後の失業率の増加をはじめとする経済状況の悪化であった。一九三九年後半から四〇年初めに実施された国会補欠選挙や市議会選挙で、政治的自由が制限されたなかでも政府反対派（とくに、社会主義者左派ら）が議席を得たのは、こうした不満の反映である。

一九四〇年六月一四日、まずはリトアニア政府へ、続いて一六日にはエストニアおよびラトヴィア政府へ、親ソ政権の樹立と追加的ソ連軍駐留の受け入れを求める口上書がソ連政府から手交された。三国ともこれを受諾し、その翌日にはソ連軍の追加部隊が到着した。同時に各地で労働者による集会が開かれ、政府の退陣と親ソ政権樹立要求が出された。抗議行動を指導したのは、エストニア共産党、なかんずくその非法法事務局であった。

一九四〇年六月二二日朝一〇時、ヴァパドゥセ・ヴァリャック（自由広場）に何千人という労働者が集まった。Rahva Hääli紙によれば、野次馬も含めて三、四万人が広場にひしめきあい、続いて、ソ連公使館前を通って、大統領の住居のあるカトリオルクに到着した。大統領に要求書を手渡すとともに、口頭でも同様の要求を伝えた。中央刑務所では、一九二四年一二月の共産主義者のクレーダ未遂以来投獄されていた生え抜きの共産主義者が、デモ隊の要求で釈放された。デモ隊は再びトーンペアに戻り、エ

ストニアの国旗に換えて、赤旗を議会の建物のバルコニーならびに塔の上に掲げた。二日夜、ヴァレスを首班とする人民政府の成立が宣言された (Kuuli 1980: 81)。新政府の閣僚には共産党員は一人も含まれておらず、共産党との統一戦線の下に活動してきた社会主義者左派と反ファシスト的知識人が中心となった。一人の閣僚のうち八人が、一九四〇年の七月から八月にかけて共産党に入党した。人民政府の活動を指導した唯一の政治勢力は最初からエストニア共産党であった (Kuuli 1980: 89)。

一九四〇年七月五日、同月一四、一五日に実施される議会選挙の公示が行われ、翌日、エストニア労働人民連合 (ETRL) が結成された。同連合は、エストニア共産党をはじめとする二二組織からなる選挙ブロックであった。

当初、ETRLが八〇の選挙区で候補者を立てたのに対し、政党は別でも反ETRLとしてくれる七八人の候補者 (六六選挙区) が登録を行った。しかしながらこれらの候補者の多くが、選挙規則に違反していたため、そのうち五五人の候補者登録が抹消され、残りの多くは自ら立候補をとりさげ、ETRL以外の候補者で残ったのはわずか一名であった (Kuuli 1980: 137-138)。予定通り実施された選挙では、投票率八四・一%、そのうち九二・八%がETRLに投じて、結果はETRLの圧勝であった。七月二一日、こうして選ばれた議会がソ連邦への加盟申請を決議

し、一九四〇年八月六日、エストニアはソ連邦に加盟した。

このクーリの歴史叙述は、単純には、エストニアはソ連邦に自発的に編入したという解釈に沿ったものである。だが、いま少しくわしく見る必要がある点が二つある。一つは、西側の研究に対する反論として書かれた部分であり、いま一つはスターリン期の歴史認識の否定である。前者については、クーリ自身が明示的に述べている。すなわち、西側の諸研究では、エストニアで一九四〇年の夏に起こされた抗議行動は、同年六月一七日に追加的に派遣された赤軍の統制下で行われたとされるが、赤軍の存在は否定しないものの、それは、政府軍および警察の介入を防ぎ、平和裡の体制移行を実現するためであり、イニシアティヴをとったのはエストニアの人民であるというのが、クーリの一九八〇年の時点での主張である (Kuuli 1980: 87-88, 91)。

一方、スターリン期の歴史認識の否定については、やはりクーリの筆によるもので、独立回復後に出版された *Eesti ajaloo kirjutanisest Stalini ja Hruštšovi ajal* (『スターリン時代とフルシチョフ時代のエストニア史の叙述』) をもとに整理しておく。同書では、まさに歴史叙述の変化に焦点を当てた考察が行われ、その背景が描かれている。とはいえまずその前に、一九八〇年のエストニア史学の状態をみるために、*Revolutsioon Eestis 1940* の第一章で示

された先行研究について整理する。そこでの焦点は一九五〇年に提示された二段階革命説（一九四〇年六月に反ファシスト的かつ民主主義的革命が起こり、七月に社会主義革命が起こったとするもの。これによれば、プロレタリアートの権力奪取は七月の議会選挙後である）の当否にある。先行研究で「誤った」歴史叙述がなされた主原因として、同書では一九五〇年代の研究水準の低さがあげられている。加えて、解釈が教条主義的であったこと、個人崇拜の否定的な影響があったことも誤った歴史叙述が提示された原因として指摘されている（Kunitz 1986: 10）。二段階革命説は、一九五七年に刊行された『エストニア・ソヴェト社会主義共和国の歴史』の第二版で完全に否定され、一九四〇年六月の「社会主義革命」でのヴァレス政権の成立がプロレタリアートによる権力奪取の結果であることが明言された。ただし、二段階革命説も議論の場から消えたわけではない。ソ連時代の歴史叙述は決して一様ではなく、歴史研究に対する政治の影響には時代によってある程度濃淡があったのである。クーリの二〇〇八年の単著では、先に指摘した通り、まさにソヴェト史学を一括して語ることの問題性を指摘することに眼目があると考えられるので、以下で取り上げることにする。

2 独立回復後の叙述

二〇〇八年刊行の『スターリン時代とフルシチョフ時代のエストニア史の叙述』によれば、エストニアのソ連邦への編入後、エストニア通史刊行の必要が認識され、一九四〇年代末に準備が進められていたものの、ようやく刊行にこぎつけたのは一九五二年のことであった。時間を要した理由は複数あったが、ハンス・クルースをはじめとする主要政治家の逮捕がその主たる障害であったことは疑いない。エストニア史学界の第一人者であるクルースは、一九四〇年六月に成立した政府の一員であったばかりでなく、一九五二年刊行のエストニア通史の主要編者の一人でもあった。ところが、ブルジョア民族主義者として批判されたクルースをはじめとして、一九五〇年にエストニア共産党指導部の大半が交代させられたのである。彼らの政治的失墜により、一九四〇年六月の出来事の評価が困難になった。一九五二年に刊行されたエストニア通史では、六月二日に起きたのは、反ファシズム的抗議行動であり、七月になってようやくプロレタリアート独裁が確立したとされた。こうした二段階説がとられたのは、「人民の敵」とされたクルースらによるプロレタリアート政府の樹立などあってはならなかったからである。

ところが、スターリンの死後、とりわけスターリンに対する批判が行われた一九五六年の秘密報告の後、状況は大きく変化する。クルースらの名誉回復が行われ、公職への再任が認められたのである。これにともない、歴史叙述も再び変化した。ヴァレスおよびクルースらによる社会主義革命の位置づけが、再度変更されたのである。ここからわかるように問題は、プロレタリアートによる権力奪取が二段階の革命を経て成就したか、それとも最初からプロレタリアートの主導的役割が認められるのか、という点にあるのではなく、古参の共産主義者を含まず、のちにその閣僚の多くが逮捕されることになったヴァレス政権のソヴェト・エストニア史における位置づけにあったのである。一九八〇年のクーリの研究は、当時の政治的傾向を反映し、一九四〇年夏における共産主義者の役割の強調に力点をおいたものになっている。だが、こうした共産主義者の中心的役割については、一九九九年の *Sotsialistid ja kommunistid Eestis 1917-1940* (「エストニアにおける社会主義者と共産主義者一九一七―一九四〇年」) で、クーリ自身によって否定されている (Kuuli 1999: 74)。

クーリは、ソ連時代と独立回復後の両時期にわたって、歴史研究を続けている人物である。先に述べたように、一九四〇年夏の出来事に関する歴史叙述を拘束するソ連時代の歴史認識は、「エストニアは、人民の要求により自発的にソ連邦に編入した」というものであった。それが独立回

復後、「エストニアはソ連邦によって併合され、ソ連時代は占領期間である」という認識に変わった。そうした状況の変化を受け、クーリの叙述は変化したのであろうか。いうまでもなく、変化せざるをえない部分もあった。それは、一九四〇年夏の出来事における駐タリン・ソ連邦公使館ならびにソ連邦特使ジュダーノフを通じてのソ連邦指導部の影響力の行使である。しかしながら、一九四〇年に先立つ数年間、エストニアが権威主義体制下にあるなかで、労働者の不満が高まり、また、政府の親ドイツ的な外交政策ならびに政治的自由の制限に対しては、左派知識人だけでなく、民族主義的知識人・政治家にも反対行動をとる準備があった。こうしたなかで起きた一九四〇年六月の抗議行動のエストニア史における位置づけについて、クーリは権威主義体制に反対の立場をとる人々の存在を等閑視する歴史叙述とは距離をとっている。ではこうしたクーリの歴史叙述を補正作業のために参照することで、何がいえるだろうか。

「エストニアはソ連邦によって占領された」という歴史認識を、少なくとも独立回復後は、クーリも共有している。だが、これを大きな枠組みとするならば、その枠組みに入っているとはいえず、枠組み内での中心と周辺の関係が、クーリの叙述のなかでは入れ替わっている。すなわち、彼の歴史叙述では、パッツ大統領ならびにウルオツ首

相といった体制側の政治家ではなく、反体制派、とくに社会主義者左派が主役の位置を占める。主役が交代するのだから、そこで語られるのは異なる物語ではないのか、という当然の反論があるかもしれない。確かに、物語の視点は異なるかもしれない。だが、ここで考えたいのは、次のことである。すなわち、ある歴史叙述のなかで周辺化された存在や事象に眼を向ける作業は、物語の語り手や視点を変えることではじめて可能になる。ある政治社会的拘束のなかで支配的となっている歴史認識の補正の可能性はここにある。

複数の歴史認識の併存を認める状態にとどまらず、異なる歴史認識を受けての見直し作業は、社会的歴史認識のひだを深くしていくだろう。ある一人ないし主流派の歴史家の歴史叙述のみによって社会的歴史認識は構築されるわけではない。さまざまな立場からの歴史叙述に加え、個々人の記憶、教科書の記述、さまざまな映像や記念碑などの形で表象されるなかで支配的な歴史認識として維持されていくのである。だが、こうして構築された歴史認識も恒久的なものではありえないことはいうまでもない。そうした支配的歴史認識への異議申し立てをする研究として、クーリの歴史叙述はまだ過去のものになってはいない。

V ズブコヴァ

——帝国主義的野心という指摘

一九四〇年から一九五三年までを扱っているズブコヴァの研究のなかで、一九四〇年夏の出来事をめぐる歴史叙述が占める分量は多くはない。序章と終章を除くと六つの章から成る本書のうちの一章分(第二章)である。

『長い』一九四〇年——嚙下の技術」と題された第二章では、一九三九年八月二三日の独ソ不可侵条約の締結から一九四一年六月二二日のドイツ軍のバルト諸国侵攻とソヴェト政権の(一時的)終焉までを一つの時期として扱っている。ソ連崩壊後、人民革命と友好的な社会主義の家族(ソ連)へのバルト三国の自発的編入という叙述は、いまだにその消費者はいるものの、ソヴィエト史学の骨董品となった。ところが、歴史的記念日がやってきたり、ロシアとバルト三国の間で衝突があつたりすると、一九四〇年の出来事が広い関心を集めずにはおかない(Zubkova 2009: 37)。こうして多くの研究が蓄積されてきたものの、いくつかの問いに答えが出ていない状態にある。それは、いったいいつ、スターリンの中にバルト三国のソヴェト化という計画が生まれたのか、どの時点で、バルト三国のソ連へ

の併合が決定されたのか、という問いである (Zubkova 2009: 38)。当然のことながら、ズブコヴァの関心は、ソ連の政策過程にある。

一九三九年八月二三日の独ソ不可侵条約の締結を、ソヴェト化の開始と見なすことができるのか。バルト三国のソ連への併合もソヴェト化であると見なすならば、不可侵条約の締結はその第一歩であった。この不可侵条約こそ、ソ連軍のバルト諸国への駐留を保障するものであり、ソ連軍の存在があったからこそバルト三国をコントロールの下に置く圧力行使のメカニズムを構築できたのである (Zubkova 2009: 46)。独ソ不可侵条約の締結ならびにそれに続くバルト三国それぞれとの相互援助条約締結の時点で、具体的な計画はなかったものの、ソ連軍の派遣と駐留による統制が次の段階を見越した一時的な状態であったことは明らかである。とはいえ、次の段階に移る時期やそのやり方については、この時点ではあいまいなままであった。いずれにせよ、バルト三国との相互援助条約の締結が、東欧諸国へのソ連邦の影響圏拡大への序章であったことは間違いない。そうした目的があるからこそ、この時点での完全なソヴェト化を明言はおろかにおわすことすら避け、現体制の維持や主権の尊重を約束したのである (Zubkova 2009: 47)。

スターリンがこの方針を変更し、バルト三国による反ソ

的軍事同盟組織化の疑いを理由に、突如、親ソ連邦的政府の樹立を要求するのは、ヨーロッパでの戦況がドイツに有利に傾いていた一九四〇年六月のことであった。三国のなかで最初にリトアニアに手交された最後通牒の原案をみれば、ソ連邦指導部に新政権の樹立を指導する意図があったことは明白である (Zubkova 2009: 58)。そしてそれはとりもなおさず、軍事的理由 (西部国境防衛) のためであった (Zubkova 2009: 60)。バルト三国併合を決定したのは、この六月の最後通牒よりもさらに二〇日程度前であり、さらに、最後通牒から二週間後、モロトフ・ソ連外相は、クレヴェーニツケヴィチユス・リトアニア外相に、併合決定はすでに既定路線となっていることを告げたのである。ただしその方法として選ばれたのは、あくまでも人民革命による政権移譲という合法的な装いであった (Zubkova 2009: 61)。しかもその革命は、ロシアの十月革命のような暴力による権力奪取であってはならず、平和裡の権力移行が望ましいとされた。ソ連邦指導部のシナリオに従い、六月二〇〜二一日の抗議デモや集会によつては即座にソ連邦への「加盟」は果たされず、議会選挙が実施されたのである。しかしその選挙は、労働人民連合選挙ブロックを除いて候補者の擁立が事実上ほぼ不可能な方法で行われた。また選挙自体については、投票を行った者の旅券に印をつけるという方法で投票率を確保し、さらに投票用紙を選挙委員会

のメンバーが投票箱に入れるという手続が取られたために、投票の秘密性も守られなかった。選挙結果および新たに選ばれた議会がソ連邦への加盟申請を行った経過については、前章のクーリの叙述との間に異同はない。

一九四〇年のバルト三国のソ連邦加盟をロシアの現在の歴史教科書では「ソ連邦の領域の拡大」として扱う。かつて喪失した領域の回復という点で、この見方は当時のソ連邦指導部の立場と一致している (Zubkova 2009: 72)。指導者の発言から明らかなのは、一九三九―一九四〇年のソ連邦の領域拡大は、単に戦時戦略としてのみ行われたものではなく、スターリンの帝国主義的野心にも基づくものであったが、そこでは、スターリンがロシアの歴史的過去を評価し直し、その歴史における自らの役割を意識していたことである (Zubkova 2009: 73)。その歴史認識はモロトフの発言に明確に示されている。すなわち、イワン雷帝の時代からロシアはバルト海への出口を求めてきた。それは、皇帝の個人的野心ではなく、ロシアという国とロシアの人民の発展の道が要求するのである、と (Zubkova 2009: 73)。喪われた領土としてのバルト地域の回復はロシアの歴史的権利の回復に他ならなかったのである。

ズブコヴァの歴史叙述は、細部においては、本稿の第三章で示した叙述と大きく変わるものではない。しかしながら、この歴史的権利の回復というソ連邦指導部の動機の提

示は、歴史叙述の枠組みの修正なしには、なしえないものである。さらに、次の歴史解釈も紹介しておく必要がある。すなわち、一九四〇年六月一日から一七日のソ連軍の侵攻から一九四〇年八月三日から五日のソ連邦加盟までの間にエストニアをはじめとするバルト三国で起きたことは、形式は別として、少なくともその内実は占領であった。他方で、ソ連邦のバルト三国に対する長期的計画とその実行については「占領」という言葉は当てはまらない。

バルト三国の人々はソ連市民となったのである。バルト三国に敷かれたのは、占領体制ではなくソヴェト共産主義体制であった (Zubkova 2009: 78)。この解釈が、約五〇年間のソ連時代全体を占領期と見なす独立回復後のバルト三国における支配的な歴史認識と異なっていることはいうまでもない。

二〇〇九年五月、メドベージェフ・ロシア大統領の大統領令によって「ロシアの利益を損なう歴史歪曲の試みに対抗するロシア連邦大統領委員会」が設置された。この名称に示されているように、ソ連／ロシアの歴史認識の修正が簡単に許されないことは疑いない。この委員会は、エストニアやラトヴィアの調査委員会とは異なり、むしろ、ソ連時代の歴史的「事実」が歪曲されることを阻止するための統制機関である。こうしたなかで、ズブコヴァの歴史叙述が、「歴史的権利の回復」という動機に言及し、「占領」の

時代を厳格に設定したとはいえ、受け入れられないことも明らかである。他方、ズブコヴァの歴史叙述は、バルト三国では検討に値するものとしてとりあげられている。改めて指摘するまでもないが、歴史研究者が国家や民族の枠を越えて歴史の共有化作業を行う役割の一端を担っている姿がここにある。

VI 歴史研究と歴史認識の関係

別のところで指摘したように、異なる歴史解釈はすべてが平等に並存しているわけではない。多様な歴史表象や叙述が乱立する現代的状況のなかで、小さな物語同士の関係に「優劣」をつけるのは、結局はそのときどきの力関係に過ぎない（小森二〇〇九：二二九）。換言すれば、ある時点での歴史認識の形成および歴史的記憶をめぐる争いには、叙述の信憑性や史資料の信頼性よりも、その時点での国際・国内政治状況ならびに社会状況が強く影響を及ぼしているのである。

人道に対する犯罪調査のための国際委員会の報告書のなかで周辺に置かれているのは、社会主義者左派がソ連邦の介入を支持した動機である。それは、本稿で取り上げた他の二つの歴史叙述からすでに明らかであるものの、いま一

度確認しておく。第一に、エストニアは一九三四年から権威主義体制下にあり、政治的自由が制限されていた。第二に、ドイツとソ連邦という二つの「悪」のうちのどちらかを、いずれにしても選ばざるをえない状況であった。社会主義者左派は、ロシア帝国からの独立、ソヴェト・ロシアとの独立戦争とそして独立達成の過程において、ボリシェヴィキと決別した経緯からも明らかのように、そもそもはソ連邦加盟を是としていたわけではなく、民族主義的主張を多分に有していた。しかしながら、一九四〇年夏の時点では、ソ連の「真意」を誤解、ないしあえて「曲解」していた。このことは、ズブコヴァの分析にしたがえば、一九四〇年七月の議会選挙までソヴェト化については厳格に口を閉ざし、主権の尊重という約束をもっともらしく見せたスターリンの戦略にまんまと引っかかった社会主義者左派のある種の「ナイーブさ」を示している。とはいえ、国際委員会の報告書では、社会主義者左派ではなくエストニア共産党の役割を一つの項目として取り上げ論じること、一九四〇年夏の出来事のなかで、エストニア人の側の消極性が際立たせられているといえる。

本稿では一九四〇年夏に焦点を当てて、三つの歴史叙述を考察したが、本文からも明らかのように、それは一九四〇年夏についての叙述のみで完結しているのではなく、その前史とその後の歴史をみることで、はじめて評価が可能

になるものである。それゆえ、一九八〇年に出されたク

リの歴史叙述と他の二つのそれとの間に違いがあるのは、前者がソヴェト史学の枠内で書かれたためばかりではない。バルト三国の独立回復を経た後の世界では、一九四〇年夏の出来事の位置づけは、変わらざるをえないのである。

歴史叙述がある種の物語りとイコールであるという見方には首肯できるものの、それでも、歴史研究に残された学問としての位置づけを保障する方法について述べることで、本稿のむすびにかえたい。それは、歴史認識が当該集団のアイデンティティの強力な支えの一つであり、それがひいては、国家の国内・対外政策に影響し、またそれが歴史認識に影響するという循環のなかで、その連鎖から歴史研究が適切な距離を保つための抵抗でもある。

歴史は「文学」とともに「科学」と境を接しているといわねばならない、という野家啓一¹の卓抜なる指摘は、歴史叙述・歴史的「真実」が反証可能性に開かれているという点から出ているものである。ここに見られるのは、歴史的「真実」と「虚構」とを分かつには「整合性」に依拠する他ないという判断である。すなわち、ある物語文が真実であるか虚構であるかは、それが「証拠」に基づいた「主張可能性」を有し、歴史叙述のネットワークの中に、「整合的に」組み入れられるか否かにかかっているのである（野家二〇〇五・一八一）。

社会的歴史認識の形成は、個々の記憶や歴史認識の共有化を通じて行われると同時に、常にその修正を求める異議申し立てがなされる可能性²があることを忘れるべきではない。その際、「証拠」に基づいた歴史研究からの主張が占める位置は決して小さいものではないはずである。ただし、この共有化は、「国民」や「民族」を単位として想定されているわけではない。単位を限定することなく、その広がりや常に意識して修正に挑むことが、国内においては、歴史認識に基づく少数者の社会的排除が起ることへの、国際関係においては歴史認識が政争の具となることへの一定程度の抵抗になると考える。

●注

*1 国際委員会の第一回会合の際、歓迎のあいさつのなかで、レンナルト・メリ・エストニア大統領は、本委員会の目的は社会の中の融和だけでなく、エストニアがネイション³からなる国際社会にさらに再統合するためであると述べている（Hio et al. 2006）。

*2 本報告書が歴史研究の水準にあるのか、オンケンの指摘するとおり参考書に過ぎないのか、という点については評価を保留したいと考えるが、根拠となる史資料・文献の示し方一つを見ても、どういった理由に基づいて選択が行われているのが不明であることは確かである。

*3 エストニアに派遣されたソ連邦特使。

* 4 コンスタンティン・パッツは、この時点の大統領。ユハン・ライドネルは軍最高司令官。

* 5 とくに断りのない場合は、報告書の文言をそのまま翻訳して使用している。

* 6 実際には、一九三五年以降のエストニアでは、政府の翼賛団体である「祖国」以外の政治組織活動はすべて禁止されていた。すなわち、共産党だけが非合法であったわけではない。

* 7 このとき、デモを歓迎するためにバルコニーに現れたソ連代表団の中にジューダーノフもいたが、クーリーは六月一九日からのジューダーノフのタリン滞在の理由を、ソ連・エストニア間の協定履行を見届けるためであったとしている (Kuuli 1980: 79)。

* 8 一九三八年の恩赦で、共産主義者も含めて多くの政治犯が釈放され、抗議デモの中心を担っていたが、一九二四年一月のクーデタ未遂の主謀者らは、このときまで釈放が認められていなかった。

* 9 たとえば、スウェーデン時代の評価が肯定的であったことも問題視された (Kuuli 2008: 23)。

* 10 ここでは、民族的少数者に限らず、社会・政治的思想上の少数者も含め、多様な人々を想定している。

●参考文献

- 小森宏美 (二〇〇九) 『エストニアの政治と歴史認識』三才社。
土佐弘之 (二〇〇三) 『安全保障という逆説』青土社。
野家啓一 (二〇〇五) 『物語の哲学』岩波現代文庫。
Hio, Toomas and Meeлис Maripuu, Indrek Paavle, eds. (2006)

Estonia 1940-45: Reports of the Estonian International Commission for the Investigation of Crimes against Humanity. Tallinn.

Hio, Toomas and Meeлис Maripuu, Indrek Paavle, eds. (2009)

Estonia since 1944. Tallinn.

Kuuli, Olaf (1980) *Revolutsioon Eestis 1940*. Tallinn.

Kuuli, Olaf (1999) *Sotsialistid ja kommunistid Eestis 1917-1940*. Tallinn.

Kuuli, Olaf (2008) *Eesti ajaloo kirjutanisest Stalini ja Hruštšovi ajalt*. Tallinn.

Maamägi, Viktor, ed. (1971) *Eesti NSV ajalugu. 3. köide, 1917. aasta märtsist kuni 50-ndate aastate alguseni*. Tallinn.

Naan, Gustav, ed. (1952) *Eesti NSV ajalugu: kõige vanemast ajast tänapäevani*. Tallinn.

Naan, Gustav, ed. (1955) *Eesti NSV ajalugu. 1. köide, Kõige vanemast ajast XIX sajandi 50-ndate aastateni*. Tallinn.

Onken, Eva-Clarita (2007) The Politics of Finding Historical Truth: Reviewing Baltic History Commissions and their Work. *Journal of Baltic States*. 38/1.

Saat, Joosep, ed. (1963) *Eesti NSV ajalugu. 2. köide, XIX sajandi 50-ndast aastast kuni 1917. aasta märtsini*. Tallinn.

Weiss-Wendt, Anton (2008) Why Holocaust Does Not Matter to Estonians? *Journal of Baltic Studies*. 39/4.

Zubkova, Jelena (2009) *Baltimaad ja Krennl 1940-1953*. Tallinn.